

ベースアップ評価料届出に係る 計画書等の作成について

令和6年11月30日（土）
滋賀県医師会事務局

ベースアップ評価料について

【目的】

他産業でも賃上げが続いている中、医療機関からの人材流出を防ぎ、人材を確保するためには、職員の賃上げが必要。本来、その費用はすべて医療機関で用意しなければならないところ、今回改定で賃上げの原資となるベースアップ評価料が創設された。

【ベースアップ評価料の今後】

介護保険施設では10年余り前から介護職員処遇改善加算等による処遇改善が図られており、その後の改定においてもその加算等については維持されていることを踏まえると、今後の診療報酬改定で単純に廃止されることは考えづらい。日本医師会としても、存続のために、全力を尽くす。

【できるだけ多くの医療機関で届出・算定を】

- ・ 本来の目的である人材確保のために是非活用していただきたい
- ・ 届出・算定が少ない場合、次回診療報酬改定に悪影響が出る可能性あり

【算定要件】

原則、ベースアップ評価料による収入を対象職員に配りきること

★point 医療機関の持ち出しは必要ない

国の掲げる目標+2.5%のベースアップは、協力がお願いされているだけで、算定要件ではない

【届出】

賃金改善計画書等の届出書を作成し、厚生局に電子メールで提出する

★point 賃金改善計画は、できるだけシンプルにする(そのための支援ツールもある)

賃上げに向けた評価の新設①

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の新設【算定要件】

- ▶ 外来医療又は在宅医療を実施している医療機関（医科）において、勤務する看護職員、薬剤師その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価を新設する。

(新) 外来・在宅ベースアップ評価料（I）（1日につき）

<u>1</u>	<u>初診時</u>	<u>6点</u>
<u>2</u>	<u>再診時等</u>	<u>2点</u>
<u>3</u>	<u>訪問診療時</u>	
<u>イ</u>	<u>同一建物居住者等以外の場合</u>	<u>28点</u>
<u>ロ</u>	<u>イ以外の場合</u>	<u>7点</u>

[算定要件]

- (1) 主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中以外の患者に初診、再診又は訪問診療を行った場合に、所定点数を算定する。
- (2) 1については、初診料、小児科外来診療料（初診時）又は小児かかりつけ診療料（初診時）を算定した日に限り、1日につき1回算定できる。
- (3) 2については、再診料、外来診療料、短期滞在手術等基本料1、小児科外来診療料（再診時）、外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料（再診時）又は外来腫瘍化学療法診療料を算定した日に限り、1日につき1回算定できる。
- (4) 3のイについては、在宅患者訪問診療料（I）の同一建物居住者以外の場合又は在宅がん医療総合診療料（ただし、訪問診療を行った場合に限る。）を算定した日に限り、1日につき1回算定できる。
- (5) 3のロについては、在宅患者訪問診療料（I）の同一建物居住者の場合又は在宅患者訪問診療料（II）を算定した日に限り、1日につき1回算定できる。

賃上げに向けた評価の新設②

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の新設【施設基準】

[施設基準の概要]

- (1) 外来医療又は在宅医療を実施している保険医療機関であること。
 (2) 主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。以下「対象職員」という。）が勤務していること。**対象職員は下に示す職員であり、専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行うものは含まれない。**

主として医療に従事する職員（対象職員）

薬剤師	言語聴覚士	臨床工学技士	はり師、きゆう師
保健師	義肢装具士	管理栄養士	柔道整復師
助産師	歯科衛生士	栄養士	公認心理師
看護師	歯科技工士	精神保健福祉士	診療情報管理士
准看護師	歯科業務補助者	社会福祉士	医師事務作業補助者
看護補助者	診療放射線技師	介護福祉士	その他医療に従事する職員 (医師及び歯科医師を除く。)
理学療法士	診療工ックス線技師	保育士	
作業療法士	臨床検査技師	救急救命士	
視能訓練士	衛生検査技師	あん摩マッサージ指圧師、	

- (3) 当該評価料を算定する場合は、**令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金（役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるものを除く。）を実施しなければならない。**
 (4) (3)について、**当該評価料は、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に用いること。**ただし、ベア等を行った保険医療機関において、患者数等の変動等により当該評価料による収入が上記の支給額を上回り、追加でベア等を行うことが困難な場合であって、賞与等の手当によって賃金の改善を行った場合又は**令和6年度及び令和7年度において翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合（令和8年12月までに賃金の改善措置を行う場合に限る。）についてはこの限りではない。**いずれの場合においても、**賃金の改善の対象とする項目を特定して行うこと。**なお、当該評価料によって賃金の改善を実施する項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させてはならない。
 (5) **令和6年度に対象職員の基本給等を令和5年度と比較して2.5%以上引き上げ、令和7年度に対象職員の基本給等を令和5年度と比較して4.5%以上引き上げた場合については、40歳未満の勤務医及び勤務歯科医並びに事務職員等の当該保険医療機関に勤務する職員の賃金（役員報酬を除く。）の改善（定期昇給によるものを除く。）を実績に含めることができること。**
 (6) **「賃金改善計画書」及び「賃金改善実績報告書」を作成し、定期的に地方厚生(支)局長に報告すること。**

診療所向けの最もシンプルな考え方

1. 令和6年度・7年度とも同じ水準で賃上げする。(令和6年度・7年度で段階的に引き上げることはしない)
2. 事務職員であっても、看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者は、「その他医療に従事する職員」として、ベースアップ評価料による賃上げを行う
3. 賃上げ額は、全職員、同一の金額とする。(職種・経歴等にかかわらず同一の金額とする)
4. 基本給を上げると、その後の対応が複雑になるので、毎月決まって支払われる手当として、ベースアップ評価手当を新設する
5. 各医療機関で定める賃金規定に以下の内容を加える
 - 「ベースアップ評価手当として支給する」
 - 「本手当は賞与の額に影響しない」
 - 「本手当は診療報酬におけるベースアップ評価料をもとに支給されているため、本制度が改定された場合は、見直しを行うことができる」

給与総額 (1) + (2) + (3) + (4)

(1) 基本給等① + ②

①基本給

②決まって毎月支払われる手当

調整手当 住居手当
役職手当 家族手当
資格手当 通勤手当
その他毎月支払われる手当

賃上げ（ベースアップ）計画の作成に使う
（額が決まっていないものでは計画に使えない）

最もシンプルな例
ベースアップ評価手当を新設

（賃金規定）
「本手当は賞与の額に影響しない」

(2) 「決まって毎月支払われる手当」以外の手当（額が決まっていない手当）

超過勤務手当 休日勤務割増手当
夜勤手当 交換勤務手当
深夜割増手当 呼出手当
その他都度支払われる手当

(3) 賞与

(4) 法定福利費の事業主負担分（※基本給等の引き上げに連動して引き上がる点に注意）

(1) + (2) + (3) 合計額の16.5% として計上してよい

給与
(1)+(2)

①税金に関わる壁

【年収103万円の壁】

税制上の扶養に入れる被扶養者の年収の上限。

パートやアルバイトをする際、年収103万円を基準にして収入を調整している方がいるのはこのため。

税制上の扶養とは、その年の12月31日時点で16歳以上の親族（配偶者除く）が対象となる。

扶養に入っている者の年収が103万円を超えると、扶養者に対する扶養控除の適用がなくなり、被扶養者には所得税等の支払い義務が生じる。

なお、年収が約100万円を超えると、住民税の支払い義務が生じる可能性もあることに注意。

②社会保険に関わる壁

【年収130万円の壁】

年収130万円の壁とは、雇用形態や企業の規模に関わらず、社会保険の扶養から外れる年収。

これを超えると、労働者は自ら社会保険に加入する必要がある。

社会保険料については労使折半のため、事業所の持ち出しが増えることにも注意が必要。

③配偶者手当に関わる壁

【年収103万円の壁】

配偶者控除を受けられる配偶者の年収の上限。

納税者の年収が1,000万円以下で、配偶者の年収が103万円以下の場合、納税者に対して配偶者控除が適用される。

（納税者の年収が900万円以下の場合、最大38万円控除）

税制上の配偶者控除と扶養控除は別のものであるため、注意が必要。

なお、配偶者の年収が103万円を超えた場合には、段階的に配偶者特別控除が適用される。

また、年収103万円を超えた収入については、所得税の課税対象となる。

③配偶者手当に関わる壁

【年収150万円の壁】

年収150万円の壁とは、配偶者特別控除において満額38万円の控除を受けるための、配偶者の年収の上限。

配偶者の年収が103万円を超えたことで、配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得金額に応じて、配偶者特別控除が適用される。

配偶者特別控除の適用には、配偶者の年収が103万円以上、150万円以下であることが必要。

配偶者特別控除は段階的に控除額が減っていき、年収201万6,000円を超えると、配偶者特別控除を受けられなくなる。

**それでは実際に、モデルケースをお示しして、
計画書の作成を行いたいと思います。**

近畿厚生局へ提出するもの

- ・ベースアップ評価料計画書 [Excelデータ]

計画書を作成するために使用するもの

- ・ベースアップ評価料計算支援ツール [Excelデータ]
- ・賃金改善計画書用計算ツール [Excelデータ]

厚生労働省特設ページからダウンロード可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000188411_00053.html

計画書作成に係る作業のおおまかな順番

- ① まずは、必要な項目の準備と整理
対象職員の確認、対象職員の給与総額、
初再診料等の算定回数抽出など
- ② エクセルデータのダウンロード
- ③ ベースアップ評価料計算支援ツールの入力
- ④ 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書の入力
- ⑤ 様式95_外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の入力
- ⑥ (参考) 賃金引上げ計画書作成のための計算シート入力
- ⑦ 賃金改善計画書用計算シート入力
- ⑧ (別添)_計画書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)に
必要事項を入力

- **モデル診療所を「医師会クリニック」とします。**
- **説明の都合上、職員の給与計算の際に「残業代」や「社会保険料等」、先ほど話のあった「年収の壁」については考慮いたしませんのでご了承ください。**

<モデル診療所「医師会クリニック」>

	月	火	水	木	金	土
午前 9：00～12：00（3時間）	○	○	○	○	○	○
午後 16：00～18：00（2時間）	○	○	○	×	○	×

- 医師 1 名（管理者・院長）
- 看護師 3 名（常勤 2 名、パート 1 名）
- 事務員 3 名（常勤 1 名、パート 2 名）

計画書作成に係る作業のおおまかな順番

- ① **まずは、必要な項目の準備と整理**
対象職員の確認、対象職員の給与総額、初再診料等の算定回数の抽出など
- ② エクセルデータのダウンロード
- ③ ベースアップ評価料計算支援ツールの入力
- ④ 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書の入力
- ⑤ 様式95_外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の入力
- ⑥ (参考) 賃金引上げ計画書作成のための計算シート入力
- ⑦ 賃金改善計画書用計算シート入力
- ⑧ (別添)_計画書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)に必要事項を入力

<モデル診療所「医師会クリニック」>

ベースアップ評価料対象職員の給与総額について

- 医師 1 名（管理者・院長）⇒ 対象外
- 看護師 3 名（常勤 2 名、パート 1 名）
 - ⇒ 看護師 A：常勤（週36時間労働）、時給2,100円
 - 看護師 B：常勤（週36時間労働）、時給2,100円
 - 看護師 C：パート勤務（週28時間労働）、時給1,950円
- 事務員 3 名（常勤 1 名、パート 2 名）
 - ⇒ 事務員 D：常勤（週36時間労働）、時給1,200円
 - 事務員 E：パート勤務（週21時間労働）、時給1,150円
 - 事務員 F：パート勤務（週15時間労働）、時給1,150円

※ 交通費等各種手当20,000円/月、賞与60,000円/年の支給あり

<モデル診療所「医師会クリニック」> ベースアップ評価料対象職員の基本給等について

看護師 A 8:30~12:30、15:30~18:30	常勤	週36時間、時給：2,100円、その他手当て：20,000円/月 ⇒2,100円×36時間×4週+20,000円=322,400円/月
看護師 B 8:30~12:30、15:30~18:30	常勤	週36時間、時給：2,100円、その他手当て：20,000円/月 ⇒2,100円×36時間×4週+20,000円=322,400円/月
看護師 C 月・火・水・金 8:30~12:30 月・火・水・金 15:30~18:30	パート勤務	週28時間、時給：1,950円、その他手当て：20,000円/月 ⇒1,950円×28時間×4週+20,000円=238,400円/月
事務員 D 8:30~12:30、15:30~18:30	常勤	週36時間、時給：1,200円、その他手当て：20,000円/月 ⇒1,200円×36時間×4週+20,000円=192,800円/月
事務員 E 月・水・金 8:30~12:30 月・水・金 15:30~18:30	パート勤務	週21時間、時給：1,150円、その他手当て：20,000円/月 ⇒1,150円×18時間×4週+20,000円=116,600円/月
事務員 F 火・木・土 8:30~12:30 火 15:30~18:30	パート勤務	週15時間、時給：1,150円、その他手当て：20,000円/月 ⇒1,150円×15時間×4週+20,000円=89,000円/月

⇒基本給等の合計：1,281,600円/月

<モデル診療所「医師会クリニック」> 診療所の初診料、再診料、訪問診療料の算定回数について 電子カルテやレセコンから直近3カ月の算定回数を抽出

算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物)	訪問診療料 (同一建物以外)
2024年9月	95回	630回	11回	5回
2024年10月	110回	615回	8回	3回
2024年11月	100回	640回	10回	4回

計画書作成に係る作業のおおまかな順番

- ① まずは、必要な項目の準備と整理
対象職員の確認、対象職員の給与総額、初再診料等の算定
回数の抽出など
- ② エクセルデータのダウンロード
- ③ ベースアップ評価料計算支援ツールの入力
- ④ 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書の入力
- ⑤ 様式95_外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の入力
- ⑥ (参考) 賃金引上げ計画書作成のための計算シート入力
- ⑦ 賃金改善計画書用計算シート入力
- ⑧ (別添)_計画書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)に
必要事項を入力

- **厚生労働省のホームページからダウンロードします。**
- **Yahoo!やGoogleなどの検索エンジンに「ベースアップ 評価料 届出」と入力して検索。**
- **「ベースアップ評価料等について - 厚生労働省」のページを開いて使用するエクセルデータをダウンロードします。**

計画書作成に係る作業のおおまかな順番

- ① まずは、必要な項目の準備と整理
対象職員の確認、対象職員の給与総額、初再診料等の算定
回数の抽出など
- ② エクセルデータのダウンロード
- ③ **ベースアップ評価料計算支援ツールの入力**
- ④ 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書の入力
- ⑤ 様式95_外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の入力
- ⑥ (参考) 賃金引上げ計画書作成のための計算シート入力
- ⑦ 賃金改善計画書用計算シート入力
- ⑧ (別添)_計画書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)に
必要事項を入力

- **先生お一人で作成されるのが大変な場合、初診料や再診料等の算定回数などは、実際にお給料の上がる職員さんにお手伝いいただくと良いかもしれません。**
- **エクセルの入力についても、お給料金額以外の部分は職員さんでも入力していただける項目です。**

エクセルデータに入力

計画書作成に係る作業のおおまかな順番

- ① まずは、必要な項目の準備と整理
対象職員の確認、対象職員の給与総額、初再診料等の算定
回数の抽出など
- ② エクセルデータのダウンロード
- ③ ベースアップ評価料計算支援ツールの入力
- ④ **別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書の入力**
- ⑤ **様式95_外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の入力**
- ⑥ (参考) 賃金引上げ計画書作成のための計算シート入力
- ⑦ 賃金改善計画書用計算シート入力
- ⑧ (別添)_計画書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)に
必要事項を入力

- **別添2の届出書及び様式95へ必要項目を入力して
いきます。**
- **常勤換算の計算は、
常勤人数 + パート等の労働時間÷週の労働時間
⇒ $3 + (28+21+15) \div 36 = 3 + 1.77777777\cdots$
 $= 4.777777777777\cdots$
⇒今回は対象職員（常勤換算）数を4.8とします
※4.7でも4.8でも計画書作成上は影響ありません**

エクセルデータに入力

計画書作成に係る作業のおおまかな順番

- ① まずは、必要な項目の準備と整理
対象職員の確認、対象職員の給与総額、初再診料等の算定
回数の抽出など
- ② エクセルデータのダウンロード
- ③ ベースアップ評価料計算支援ツールの入力
- ④ 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書の入力
- ⑤ 様式95_外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の入力
- ⑥ **(参考) 賃金引上げ計画書作成のための計算シート入力**
- ⑦ 賃金改善計画書用計算シート入力
- ⑧ (別添)_計画書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)に
必要事項を入力

- **計画書作成の前に、同じエクセル内にある計算シート
の入力をします。**
- **ここへ必要事項を入力することで、計画書作成の際に
数字がリンクして自動計算されるようになっています。**
- **対象職員の給与総額の1月平均や初再診料等の平均
算定回数については、ベースアップ評価料計算支援
ツールで計算された数字を入力してください。**

算定開始予定日	給与対象月	対象職員の給与総額
2024年12月1日	2023年12月	1,281,600円
	2024年1月	1,281,600円
	2024年2月	1,281,600円
	2024年3月	1,281,600円
	2024年4月	1,281,600円
	2024年5月	1,281,600円
	2024年6月	1,281,600円
	2024年7月	1,281,600円
	2024年8月	1,281,600円
	2024年9月	1,281,600円
	2024年10月	1,281,600円
	2024年11月	1,281,600円
1月当たり給与総額	1,281,600.0円	

③ 対象職員の給与総額、外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される点数の見込み、外来・在宅ベースアップ評価料(II)等の区分の上限を算出する値([B])

(1) 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

① 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象期間 (上記「2」の入力に連動)

前年3月～2月 前年6月～5月 前年9月～8月 前年12月～11月

② 対象職員の給与総額(対象期間の1月当たりの平均)

1,281,600 円 (前回届出時 _____ 円)

※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)
また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(2) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定回数・金額の見込み

【算出の際に用いる「外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の対象期間】(上記「2」の入力に連動)

前年12月～2月 3月～5月 6月～8月 9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(実績)】

① 初診料等の算定回数

101.7 回 (前回届出時 _____ 回)

② 再診料等の算定回数

628.3 回 (前回届出時 _____ 回)

③ 訪問診療料(同一建物以外)の算定回数

9.7 回 (前回届出時 _____ 回)

④ 訪問診療料(同一建物の算定回数

4.0 回 (前回届出時 _____ 回)

算定月	初診料等	再診料等	訪問診療料 (同一建物以外)	訪問診療料 (同一建物)
2024年9月	95回	630回	11回	5回
2024年10月	110回	615回	8回	3回
2024年11月	100回	640回	10回	4回
1月当たり算定回数	101.7回	628.3回	9.7回	4.0回

エクセルデータに入力

計画書作成に係る作業のおおまかな順番

- ① まずは、必要な項目の準備と整理
対象職員の確認、対象職員の給与総額、初再診料等の算定
回数抽出など
- ② エクセルデータのダウンロード
- ③ ベースアップ評価料計算支援ツールの入力
- ④ 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書の入力
- ⑤ 様式95_外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の入力
- ⑥ (参考) 賃金引上げ計画書作成のための計算シート入力
- ⑦ **賃金改善計画書用計算シート入力**
- ⑧ (別添)_計画書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)に
必要事項を入力

- **計画書作成に必要な貸金改善計画について、
計算シートを使用して考えていきます。**
- **医療機関の持ち出しが極力少なくなるように、
数字を調整しながら入力すればOKです。**
- **提出書類ではありませんのでご留意ください。**

エクセルデータに入力

計画書作成に係る作業のおおまかな順番

- ① まずは、必要な項目の準備と整理
対象職員の確認、対象職員の給与総額、初再診料等の算定
回数の抽出など
- ② エクセルデータのダウンロード
- ③ ベースアップ評価料計算支援ツールの入力
- ④ 別添2 特掲診療料の施設基準に係る届出書の入力
- ⑤ 様式95_外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の入力
- ⑥ (参考) 賃金引上げ計画書作成のための計算シート入力
- ⑦ 賃金改善計画書用計算シート入力
- ⑧ (別添)_計画書(無床診療所及びⅡを算定する有床診療所)に
必要事項を入力

- **計算シートで計算された賃金改善額等について、計画書に入力していきます。**
- **賃上げ実施方法は「一律の引上げ」を選択します。**
- **定期昇給がある場合は、定期昇給額も加味して賃金改善計画を作成してください。**

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

IV. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（2）の開始月時点】	4.7 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	1,281,600 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（2）の開始月】	1,300,200 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）【（15）－（14）】	18,600 円
(17) うち定期昇給相当分	0 円
(18) うちベア等実施分	18,600 円
(19) ベア等による賃金増率【（18）÷（14）】	1.5 %

対象職員分の給与等

賃金改善する前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)

職員氏名等	職種	① 常勤換算 人数	法定福利費の 事業主負担割合	基本給等 (/月)	給与 (/月)	賞与 (年間÷12)	法定福利費の 事業主負担分	給与総額 (/月)
氏名等を記載	カテゴリーを選択	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	①×(③+④)	③+④+⑤
看護師A	看護職員等	1.0	16.5%	322,400 /月	322,400 /月	0 /月		
看護師B	看護職員等	1.0	16.5%	322,400 /月	322,400 /月	0 /月		
看護師C	看護職員等	0.7	16.5%	238,400 /月	238,400 /月	0 /月		
事務員D	その他の対象職種	1.0	16.5%	192,800 /月	192,800 /月	0 /月		
事務員E	その他の対象職種	0.6	16.5%	116,600 /月	116,600 /月	0 /月		
事務員F	その他の対象職種	0.4	16.5%	89,000 /月	89,000 /月	0 /月		
			16.5%	/月	/月	/月		
			16.5%	/月	/月	/月		
			16.5%	/月	/月	/月		
			16.5%	/月	/月	/月		

合計		4.7		1,281,600 /月	1,281,600 /月	0 /月		
看護職員等		2.7		883,200 /月	883,200 /月	0 /月		
薬剤師		0.0		0 /月	0 /月	0 /月		
看護補助者		0.0		0 /月	0 /月	0 /月		
その他の対象職種		2.0		398,400 /月	398,400 /月	0 /月		

賃金改善した後(賃金の改善措置が実施された場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員氏名等	職種	① 常勤換算 人数	法定福利費の 事業主負担割合	基本給等 (/月)	給与 (/月)	賞与 (年間÷12)	法定福利費の 事業主負担分	給与総額 (/月)
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	②+ア	③+イ	④+ウ	⑤+エ	B+C+D
看護師A	看護職員等	1.0	16.5%	325,500 /月	325,500 /月	0 /月	53,708 /月	379,208 /月
看護師B	看護職員等	1.0	16.5%	325,500 /月	325,500 /月	0 /月	53,708 /月	379,208 /月
看護師C	看護職員等	0.7	16.5%	241,500 /月	241,500 /月	0 /月	39,848 /月	281,348 /月
事務員D	その他の対象職種	1.0	16.5%	195,900 /月	195,900 /月	0 /月	32,324 /月	228,224 /月
事務員E	その他の対象職種	0.6	16.5%	119,700 /月	119,700 /月	0 /月	19,751 /月	139,451 /月
事務員F	その他の対象職種	0.4	16.5%	92,100 /月	92,100 /月	0 /月	15,197 /月	107,297 /月
			16.5%	/月	0 /月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	0 /月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	0 /月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	0 /月	/月	0 /月	0 /月

合計		4.7		1,300,200 /月	1,300,200 /月	0 /月	214,533 /月	1,514,736 /月
看護職員等		2.7		892,500 /月	892,500 /月	0 /月	147,264 /月	1,039,764 /月
薬剤師		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
看護補助者		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
その他の対象職種		2.0		407,700 /月	407,700 /月	0 /月	67,272 /月	474,972 /月

エクセルデータに入力

- **計画書が完成したら、近畿厚生局滋賀事務所へメールで提出してください。**

【提出先アドレス】

baseup-hyoukaryou25@mhlw.go.jp

- **12月2日までに提出が完了すれば12月からの算定可**
- **1月から算定する場合は、1月6日までに提出**

《提出に係る留意事項》（近畿厚生局ホームページより抜粋）

- 添付するエクセルファイルのファイル名に7桁の医療機関コードを記載してください。
（例：9999999_ベースアップ評価料届出.xlsx）
またメール本文にも、署名等により医療機関名及び連絡先を記載してください。
- 滋賀事務所が貴医療機関等からのメールを受信したときは、専用メールアドレスから「メールを受信した」旨の返信をいたしますので、ご確認をお願いいたします。（この受信確認は届出の受理のことではありません。また、返信までにお時間がかかる場合があります）

《提出に係る留意事項》（近畿厚生局ホームページより抜粋）

- ・メールアドレスはベースアップ評価料の届出専用となっていますので、ベースアップ評価料の届出様式以外のファイルは添付しないでください。

また、専用メールアドレスへのご質問やご意見、ベースアップ評価料以外の届出の提出をいただいても受付・回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

報告書の提出について

- ・ **外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを算定している医療機関は、令和7年3月までの実績を令和7年8月に近畿厚生局滋賀事務所へ提出します。**

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）と（Ⅱ）を算定している医療機関は、3カ月ごと（3月、6月、9月、12月）に実績を報告する必要がありますのでご注意ください。

患者のみなさまへ

当院では、令和 年 月から「ベースアップ評価料」を算定いたします。

<ベースアップ評価料とは>

- ・産業全体で賃上げが進む中、医師を除く医療従事者の賃上げを諮ることを目的に、令和6年度の診療報酬改定で、国が新しくつくった診療報酬の制度です。
- ・患者さんの初診料や再診料に「ベースアップ評価料」として上乗せさせていただきます。
- ・「ベースアップ評価料」としていただいた費用については、全額を当院の従業員（看護師等）へ支払います。
- ・「ベースアップ評価料」としていただいた費用は、医師には支払われません。

ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

院長

滋賀県医師会HP

<https://shiga.med.or.jp/update-information/3690.html>

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

患者のみなさまへ

令和6年6月から

「ベースアップ評価料」がはじまります。

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。
ご理解くださいますよう、お願い致します。

「ベースアップ評価料」について

- ☑ 看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、令和6年6月以降、ベースアップ評価料がスタートします。
- ☑ これにより、6月以降、患者のみなさまの診療費のご負担が上がる場合があります。
- ☑ このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。

ご理解くださいますよう、お願い致します。

説明は以上となります。

ご清聴ありがとうございました。